

ためと考えられる。次に文政八年十一月二十三日に出奔した田川郡金田手永の幸七の場合である。第87表では、乱心によって行方不明になった者については出奔人の中に加えていないが、幸七の場合は例外である。諸納七石六斗七升六合六勺、牛馬代他借三九石九斗九升三勺、合わせて四七石六斗六升六合九勺の支払いのために、家屋敷・家財道具など売り払っても、三八石余りの不足を出し、このため「全く困窮の所より乱心」したのである。これほどの困窮を極めたのは稀な例かもしれないが、ここまで転落する可能性があった農民生活の一端を物語るものとして興味深い。

第84表のその他の例を見ても、ほとんどの者が上納不足を抱えていることがわかる。彼らが、そのような状態に至るのには、次の史料に見るような事情も絡んでいたであろう。

〔史料12〕

上納方相済まざる内に、村により人により、私の借用物差し引き致し候段も薄々承知せしめ候、当秋などは左様の儀毛頭これ無き様、村々庄屋共へ手堅く申し付けらるべき候、万一右様の儀これ有り、仕詰め不足の儀、僉議の上露頭せしめるにおいては、村役のもの共の越度に申し付け候、左様申し触れらるべく候、以上

井上与三左衛門

十月廿二日

大庄屋中

(長井手永大庄屋文書文化八年
未日記「十月二十六日条」)

このように、年貢皆済の前に借財の返済を行い、上納不足となる農民が相当いたようである。第87表でも、文政八年十月二十七日に出奔した田川郡伊田手永・喜助の、諸納七石九斗七升一合三勺の内、二石八斗を

上納したうえで出奔している例などは、皆済前に借財の返済を行った結果、年貢米が不足し、出奔に及んだと見ることもできる。

三 人手不足の対策

(一) 新百姓

前項では小倉藩の農村の人手不足を文化(一八〇四—一八)・文政(一八一—一三〇)期に特に焦点をあてて見て来たが、実はこの人手不足は既に寛政期(一七八九—一八〇二)あたりから慢性化の傾向にあった。また飢饉などが起こるたびに、突発的に人手不足となる危険性ははらんでいたのが当時の農村社会である。

このことに対する方策としては、前述の反別麦の貸し付けといった物的なものほかに、新たな農民を移住させて無主地を耕作させるといった人的な対策も講じられた。こういった新たな耕作者を「新百姓」と呼び、彼らを移住させ、耕作させることを「仕居」と称した。新百姓の取り立てがいつごろから行われ始めたのかはわからないが、享保飢饉後に田川郡の猪膝中村家の茂兵衛が、長州より農民数家を引き連れて新たに村を開いた例(田川郡郷土研究会編「津野」八〇ページ)などは、新百姓仕居の始まりについて示唆を与えている。また、近世を通じてどのくらいの人数的新百姓が取り立てられたのかは、史料の制約があって知り得ないが、大庄屋の御用日記などから、新百姓仕居の費用面などについてはある程度知ることができる。

新百姓仕居料

新百姓の取り立てに必要な費用は新百姓仕居料として、藩から手永ごとに貸し付けられた。国作・長井

第87表 出奔した農民の経済状態

田川郡伊田手永 伝助ほか一名 ノ二名	田川郡伊田手永 喜助ほか一名 ノ二名	田川郡伊田手永 平次郎ほか二名 ノ三名	田川郡伊田手永 啓蔵ほか五名 ノ六名	田川郡上野手永 兵左衛門ほか三名 ノ四名	企救郡津田手永 源八ほか三名 ノ四名	田川郡上野手永 久右衛門ほか二名 ノ三名	田川郡金田手永 幸七 ノ三名
文政六年七月四日	文政八年十月二十七日	文政八年十月四日	文政八年十一月八日	文政八年十一月十三日	文政八年十一月十四日	文政八年十一月十七日	文政八年十一月二十三日
田島三反八畝一六歩半：同人抱持 諸納四石九斗四升四合五勺 田數六反一畝一步：村田請作 付口米四石三斗一升 田島合九反九畝一七歩半 諸納九石二斗五升四合五勺	諸納七石九斗七升一合三勺 内二石八斗：上納 五石一斗七升一合三勺：上納不足 一〇石九斗四升五合二勺：上納不足	七石三斗六升三合五勺：上納不足	三石一斗四合：上納不足	五石一斗二升七合三勺：上納不足	一四石九升八合九勺：上納不足	四ツ高八石二斗一升七勺五才 田島四反四畝六歩：(同人抱持)	
田川郡伊田手永 庄七ほか四名 ノ五名	企救郡津田手永 佐七ほか一名 ノ二名	仲津郡長井手永 弥右衛門ほか二名 ノ三名	田川郡糺手永 半右衛門 ノ一〇名	田川郡添田手永 八三郎ほか九名 ノ一〇名	田川郡伊田手永 庄七ほか四名 ノ五名	田川郡伊田手永 喜助ほか一名 ノ二名	田川郡伊田手永 平次郎ほか二名 ノ三名
文政八年十月朔日	文政八年十一月十一日	文政九年六月二十五日	文政九年十一月二十六日	文政九年十二月五日	文政八年十月朔日	文政八年十一月十一日	文政八年十一月二十三日
諸納七石六斗七升六合六勺 三九石九斗九升三勺：牛馬代他借 ノ四七石六斗六升六合九勺 (諸納+牛馬代他借) 内三石六斗 御蔵払 六斗一升 島作売立上納 七斗五升 家財売立上納 二石四斗 家屋敷売立上納 ノ八石八斗三升 差引残三八石八斗三升六合九勺 (…全困窮之所る乱心…)	四石一斗九升七合九勺：上納不足	三石四斗四升九合八勺：未進米	九石六斗余：年々上納不足	七石余：上納不足	四ツ高一三石七斗三升五合七勺五才 田島六反四畝二七歩：(同人抱持) 諸納二三石七斗三升七合四勺 内一一石七斗三升七合四勺受合米上納 ノ一二石	八〇一貫一四七匁五分：出奔後他国牛馬代掛合に参候分	

田川郡伊田手永 平内ほか一名	築城郡安武手永 紋五郎ほか二名	田川郡伊田手永 茂平 築城郡安武手永 本蔵ほか三名	築城郡安武手永 友助ほか四名	田川郡櫛手永 長五郎	田川郡櫛手永 甚右衛門	田川郡伊田手永 新三郎ほか三名	田川郡伊田手永 (名前・出奔人数不明)	田川郡添田手永 市兵衛ほか二名	築城郡安武手永 添蔵ほか三名	田川郡添田手永 伴次郎
ノ二名	ノ三名	ノ四名	ノ四名	ノ五名	ノ五名	ノ四名	ノ四名	ノ三名	ノ四名	ノ四名
文政九年十一月十八日	文政九年十二月十九日	文政九年十二月二十日 文政九年十二月二十四日	文政九年十一月二十五日	文政九年十二月二十六日	文政九年十二月二十八日	文政十年正月二十九日	文政十年二月四日	文政十年二月二十日	文政十年三月三日	文政十年三月二十三日
。二石九斗六升五合：当戌上納不足	。六石九斗：上納不足	。五石六斗五升一合五勺：上納不足 。三石八斗一升：上納不足	。四石：上納不足 。二石：内借米	。諸納一石八斗一升九合六勺 。内一石二斗御蔵弘 。二石七斗一升九合六勺：上納不足 。三石四斗七升：諸昨年足不足分	。一斗七升八合五勺：年賦 。一石四斗五升二合：上納不足	。二斗一升九勺：年賦 。五石三升三合四勺：上納不足 。二石八斗：上納不足借立 。一石(但当初々四斗)：無尺掛米 老々年分	。二石七斗：去戌冬仕詰不足	。四石高五石一斗二升八合二勺五才 。田数二反九畝二歩 諸納二石九斗三升三勺		

田川郡添田手永 利助ほか二名	企救郡津田手永 多右衛門ほか一名	田川郡添田手永 喜兵衛ほか五名	田川郡添田手永 瀧蔵	田川郡添田手永 又助	仲津郡節丸手永 吉三郎	仲津郡長井手永 新蔵ほか四名	仲津郡長井手永 勝四郎ほか二名	仲津郡元永手永 平助ほか三名	仲津郡長井手永 源吉ほか一名	仲津郡長井手永 小平ほか四名
ノ三名	ノ二名	ノ六名	ノ六名	ノ五名	ノ五名	ノ五名	ノ三名	ノ四名	ノ二名	ノ五名
文政十年十月十四日	文政十年十月二十九日	文政十年十一月五日	文政十年十二月九日	文政十年十二月九日	文政十一年十二月四日	文政十二年十一月十九日	文政十二年十一月二十日	文政十二年十二月二十日	天保元年(十一月十日)	天保元年十一月十日
。一〇石二斗四升九勺：上納不足 外ニ種子粉四斗	。一石三斗：未進米	。六石二斗七升五勺：上納不足 外ニ粉五斗	。一石二斗四升四合六勺：上納不足	。八石九斗八升四合七勺：上納不足	。二石八斗八升四合：上納不足	。一石五斗二升二合四勺：上納不足	。三石二斗：上納不足	。四石余：年貢引負	。五石六斗：上納不足 。三石六斗：年々上納不足借立米	。二石四斗：上納不足

(第84表と同一史料より作成)

両手永の大庄屋「御用日記」から知り得た、文化・文政期の仲津郡の仕居料をまとめたのが、第88表である（前項でふれた反別麦の新百姓渡り分は含めていない）。

この表を見てわかるように仕居料借り入れの形態には、米によるものと、貨幣（藩札）によるものがあった。この内、米によるものは、毎年藩から借り入れていた「下ケ米」の一部である。これについて少し説明を加えておく。

仲津郡の下ケ米がいつから始められたのか直接物語る史料は無いが、次の史料には寛政年間からであることが記されている。

〔史料13〕

奉願口上覚

仲津御郡の儀は往古より田畠の畝不足式百六拾町余、この弁え上納米千二百石余御座候付き、自然と困窮の御郡柄と相成り申し候、これにより去る寛政年中、千二百石の御下げ米御願い申し上げ候所、御評議の上米八百石五ヶ年御下げ米仰せ付けられ、その後追々御願い継ぎ（中略）当丑歳より来る巳歳まで又々五ヶ年の間御慈悲をもって猶又御下げ米一ヶ年八百石づつ前々の通り仰せ付けられ下し置かれ候様願い奉り候（後略）

嘉永六年丑三月

国作甚左衛門

節九仁助

平嶋良平

元永直七

長井儀七

三宅円司様

（長井手永大庄屋文書嘉永六年「丑日記」三月二十九日条）

「畝不足式百六拾町余」とは水帳に登録された田畠面積と実際に耕作されている田畠の差が二六〇町余、ということである。仲津郡の本田畠

は三一六八町余であるから約八・二割の田畠が耕作されずにあることになる。そしてこの分の年貢が一三〇〇石余であることから、寛政年間には下げ米一二〇〇石を願い出たが、評議のうえ八〇〇石に減額されて下されるようになった、というのである。

仲津郡の下ケ米八〇〇石は五つの手永に配分されるのであるが、手永ごとに渡された下げ米は、二つの用途に用いられた。すなわち、困窮した村々へ配分し、農業を営むための費用として用いられたもの（根付料）と、新百姓仕居料に用いられたものである。同じ下げ米でも用途によって名称が異なることから、両者の区別がつけにくい場合が多い。

第88表を見てわかるように、米で渡されるべき仕居料のすべては藩札に替えて貸し付けられている。次の史料は、根付料として貸し付けられた下げ米の売却に関するものだが、仕居料についても同様であったと思われる。

〔史料14〕

拝借の三百石、小倉表に買い主これ無くニ付き、下関まで甚七、灌蔵差し遣わし候の所、これまた捌け兼候、下値に相払い候は、直に捌き方も付き申すべく候え共、残念に候間、今暫く相待ち申さるべく候、二十日頃迄には買い舟も参るべく候、相捌け候は、宿継ぎにて申す遣わすべく候、左様承知申さるべく候（後略）

井上与三左衛門

二月十一日

大庄屋中

（長井手永大庄屋文書文化六年「巳日記」二月十二日条）

これからもわかるように、下げ米は、より高値を求めて、小倉城下や海峡を越えて下関にまで買い主を探し、売却された。加えて、下げ米を

第88表 文化・文政期 仲津郡の新百姓仕居料

年	手永	長 井	節 丸	平 嶋	元 永	国 作
文化	3年	銀101匁9分7厘 札108匁5厘 錢2貫400文				
	5年	札300目				
	6年	札120目 〃120目				
	13年	札400目	札400目	札400目	札400目	札400目
文政	2年	札500目	札500目	札500目	札500目	札500目
	3年	米16石6斗(代 札672匁3分) 札500目	米18石7斗(代 札757匁3分5 厘) 札500目	米20石7斗(代 札838匁3分5 厘) 札500目	米22石(代札 891匁) 札500目	米22石(代札 891匁) 札500目
	4年	札15貫目、同2貫500目、同2貫目(5手永分)				
	13年 (天保元年)	札2貫目	札2貫目	札2貫800目	札2貫900目	札2貫800目

(第84表と同一史料より作成)

藩札をもって前借りすることも多かったため、米渡り分の多くが藩札で渡されているのである。

また、田川郡では新百姓仕居料捻出のために無尽が組まれることがあったようであるが(『田川市史』上)、今回調査した仲津郡の史料からはそれを見いだすことはできなかった。

新百姓仕居

料の使い方

では、このように借り入れた仕居料は、新百姓仕居のため、具体的にどのような使われ方であったのだろうか。寛政十三年(一八〇一)二月五日享和と改元、長井手永乙村(仮名)の新百姓為助に、次のような仕居料の見積もりがなされている。すなわち、家建作料戸代||藩札四〇〇目、牛代||同一〇〇目、牛飼料||同一五目、家財代||八〇目、種子粉八升代||同四〇目、そして作喰料||米二斗六升四合・大麦五斗二升八合・小麦九升である(『福岡県史』第三巻下冊(三六三頁)三六四頁)。このうち藩札渡しの分は、下げ米の売却(または前借り)代銀と借入銀の中から支払うべきもので、大・小麦の分は反別麦の中から支出されるものである。この見積もりは享和元年になされたものであるが、実際に為助が新百姓として取り立てられたのは、かなり遅れ、文化五年(一八〇八)であったことが次の史料からわかる。

〔史料15〕

新百姓書出候帳面写し

一巻軒

丙村

武平次

右は卯年(文化四年)御仕居

一巻軒

同村

為助

一巻軒

同村

一 彦軒
乙右衛門
丁村
七治

右は当辰年（文化五年）御仕居
本百姓

メ 四軒

（中略）

右の通り郡中合帳にて井上氏へ差し出す

（長井手永大庄屋文書文化五年
「辰日記」五月十一日条）

〔史料16〕

当春（文化五年）御仕居渡り方左の通り

一大麦四石

一札百目

但札百目は遺し捨て、大麦四石は巳年（文化六年）より元濟五年賦

乙村新百姓

為助

（後略）

（長井手永大庄屋文書文化五年
「辰日記」五月十四日条）

史料16は文化五年の為助の仕居に際して、実際に渡された大麦・藩札である。どういった理由から明らかでないが、享和元年の見積もりは実施されなかったようである。

新百姓につ こういった新百姓には、多人数の家庭を抱える百姓の
いての問題 子から独立できる者、他国から奉公に来ていた者が取

り立てられたり、またいったん潰れた百姓を再び取り立てた例や出奔した百姓が帰村して新百姓に取り立てられたりした例などがある
（『田川市史』上）
（巻七〇四頁：シ）。

また、既に被差別部落史研究の過程で明らかにされているように、被差別部落の人々が新百姓に取り立てられることも多かった。大庄屋の御用日記などにも、そういった例の新百姓仕居の記事が散見される。

ここでは史料不足のため割愛したが、歴史を正しく理解し、差別に苦しめられた人々の苦悩を知り、今なお残る不当な差別をなくすためにも、新百姓に取り立てられた被差別部落の人々の、徹底した研究が待たれる。

（二）根付料

根付料について

人手不足などによって困窮した村々の農民に対しては、根付料と称して、物的・金銭的な援助がなされた。仲津郡の場合、新百姓仕居料と同じく、下げ米と藩からの借入銀、それに加えて「根付料無尽」を財源としたものであった。

（注）この無尽の具体的な点については明らかでないので、次の史料を引用するにとどめておく。

〔史料17〕

一 御根付料仕組高米三千石の無尽掛米（中略）是ハ高三千石にて式割無尽也、
当年二番座にて、子掛企救部三百三拾貳石三斗也、尤一口六百石にて企
救・仲津両郡にて組合、企救三百五十石、仲津貳百五十石ナリ

（北九州市立歴史博物館『中村平左
「衛門日記」第二巻四五三頁：シ）

文化・文政期の仲津郡の根付料借入高を示したのが、第89表である。
一見すると国作・長井両手永により多くの根付料が貸し付けられているように見えるが、これは表を作成するのに用いた右二手永の大庄屋日記には自手永分の根付料しか記されていない場合が多いために生じた結果であって、国作・長井両手永に対して、特別多くの根付料が貸し付け

られたことを意味するものではない。また、米渡し分の多くが藩札に替えて渡されているのは、前述したように、下げ米を売却、前借りしたためである。

この根付料は、村々でどのように使われたのであろうか。それを示す史料は意外に少ないが、次の史料からその一端を窺い^{うかが}、知ることができ

〔史料18〕

奉願覚

一札拾五貫目

右は仲津郡当春御根付料ならびに牛代拝借願い奉り候、もつとも里三手永（平嶋・元永・国作手永のこと）の儀は格別亡所村々の儀に付き、（中略）毎春相求め候牛も安牛ばかり買ひ込み候ニ付き、その歳限り用立たざる様罷り成り候、これにより年々見限り仕まつり、仕替え申さずては御作方も罷り成り申さず、（中略）何卒願いの通り仰せ付けられ下し置かれ候は、当秋元利滞り無く上納仕まつるべく候、よって願書差し上げ申し候、以上

己正月

長井 寛七
平嶋 寛左衛門
国作 貞右衛門
節丸 寛右衛門
進七 左衛門

井上 与三左衛門様
佐藤 恒兵衛様

牛代として借り入れた根付料が、「毎春相求め候牛も安牛ばかり」で

（国作手永天保屋文書文政四年
己月日記）二月九日条

第89表 文化・文政期 仲津郡の根付料

年	手永	長 井	節 丸	平 嶋	元 永	国 作
文化 2年		米40石（代札2貫72匁） 札1貫300目				
3年		米75石（代札3貫750目）	米75石（代札3貫750目）	米50石（代札2貫500目） 札3貫目	米50石（代札2貫500目） 札3貫400目 〃500目	米50石（代札2貫500目） 札3貫300目 〃500目
4年		米70石（代札3貫500目）	米80石	米50石 札3貫目	米50石 札3貫500目	米50石 札3貫500目
5年		米70石（代札4貫620目）				
6年		米47石5斗（代札3貫135匁） 札1貫600目	米54石5斗（代札3貫597匁） 札2貫800目	米62石8斗（代札4貫144匁8分）	米67石6斗（代札4貫461匁6分） 札2貫250目	米67石6斗（代札4貫461匁6分） 札2貫250目
9年		札5貫200目				
10年		札4貫336匁1分9厘5毛				
13年			札4貫125匁 〃4貫200目 〃4貫700目			札6貫600目 〃2貫目（越年拝借）
15年（文政元年）						札4貫230目
文政 2年		米50石 札1貫395匁3分3厘	米56石 札1貫580目	米62石 札1貫750目	米66石 札1貫860目	米66石 札1貫860目
3年		札1貫145匁3分3厘3毛	札1貫300目	札1貫440目	札1貫530目	札1貫530目

（第80表と同一史料より作成）

あるために「その歳限り用立た」ず、といった有り様で、農民の困窮が根付料の非効率的な使い方に拍車をかけている、というのである（史料中では「御根付料および牛代拝借」と表記されているが、正確には、根付料から支出された牛代、と解した方が文意に沿うように思われる）。また、同じく文政四年（一八二二）二月二十三日には仲津郡奉行から同郡大庄屋に対して、次のような書状が出されている。

〔史料19〕

御根付料ならびに新百姓仕居料、今日日には渡り方有るべく候、（中略）これにより手永々々共に他借の分かり返し申され候、新借致さず様、手詰めに取
り計らい申さるべく候、秋に至り他借多くては、先々差し支え候（後略）
井上与三左衛門

二月廿三日

大庄屋中

（史料18と同一史料）
（二月二十四日条）

このように、仕居料、根付料の中から、借財の返済が行われることもあったようである。根付料という名称ではあるが、その用途は多岐にわたっていたようで、農業のためにのみ使われるのではなかった。より広く農民の生活全般を支える目的に使われたのである。そう考えると根付料の中から「越年拝借」、つまり農民の年越しの費用の貸し付けが行われたことにも納得ができる。例えば文化十年（一八一三）、長井手永の根付料は四貫三三六匁一分九厘五毛であるが、そのうち二一〇匁が「申冬越年拝借」として、前年の文化九年に前渡しされている（長井手永大庄屋文書文化十年「西日記」二月二十一日条）。さらに国作手永でも文化十三年の十二月二十八日に、越年拝借として藩札二貫目が村々へ配分されており（国作手永大庄屋文書文化十三年「子日記」十二月二十八日条）、少なくとも

仲津郡では一般的に行われていたようである。

根付料は、その多くを藩からの借り入れに頼っていたが、財政の逼迫した藩にとってはかなりの重荷であった。例えば文政十一年に藩は財政立て直しの良策を考案するように郡々に求めたのであるが、仲津郡の大庄屋が考え出したのは、極難・鰥寡孤独（独り暮らしの男女など、よるべの無い者のこと）の者を除いて、一軒につき一日一文ずつ上納させる、というものであった。生活困窮の者には、草履・草鞋をつくらせ、地域によつては、産物を売り払わせても上納させて、単純計算で一年間に一四一二貫六四〇文が捻出できる、というのである（国作手永大庄屋文書文政十一年「子日記」一月二十三日条）。結局この案は採用されなかったようであるが、このような案を求めなければならぬほどの藩財政から、根付料を支出することがどれほど困難であったか窺い知れる。また根付料は年賦返済するのが決まりであるのだが、「差し引き六郡共に利払いばかりにて、拝借の元利一向相納これ無く」（国作手永大庄屋文書文政四年「西日記」二月二十四日条）というのが実情であった。そのため根付料の捻出には一層困難を来したのである。

また嘉永期（一八四八—一八五四）以降になると、小倉藩では、藩・農村あげて日田商人から莫大な借り入れを行うようになる。その一部も根付料に充てられるのであるが、その代表的な貸主は日田・千原家である。企救郡を除く五郡の千原家からの借入高を第90表に示したが、その額の多さがそのまま、農村の荒廃を物語っている。

第90表 日田・千原家より借入高

年次	上毛郡	仲津郡	京都郡	田川郡	築城郡
嘉永一		100		15	
二					
三					
四					
五					
六					
安政一		1000		65	
二		300		85	
三		50		90	
四		50		150	
五		50		150	
六		50		150	
万延一	100			100	
二	100			100	
三	100			100	
文久一	100			100	
二	100			100	
三	100			100	
元治一	100			100	
二	100			100	
三	100			100	
慶応一	100		6000	100	
二	100			100	
三	100			100	
明治一	100			100	
二	100			100	
三	100			100	

(楠本美智子氏「小倉藩の産物会所と日田金」『史淵』三三輯)より抜粋

(単位 両)

第五節 幕末維新期の小倉藩

一 天保期における藩政の展開

(一) 農村政策

郷村改め

天保三年(一八三二)三月、幕府の命令に基づいて、郷村改めが触れ出された。一郡一帳にして差し出すよう命令された。

その時のものとして、次に示す第91表は小倉藩内全体を集録したものであるが、その信憑性は現在のところ疑問が多い。これについて、田川郡の大庄屋が五万四二五九石三斗五升五勺と書き出している(六角家文書・添田中村家文書「七限史料叢書」)。この表と比較すると二六二〇石余も少ない。このことから、疑問は次の二つの点が考えられよう。一つは郷村帳に筆者とされる依田某の典拠としたものが何に拠ったかということ(数字を通過する限りでは、延享三年「巡見上使御尋之節申上様の次第」や寛政元年の巡見使への返答書と同じ)。いま一つは大庄屋の書き上げた数字はどんな数字なのかということである。この間の事情は企救郡津田手永大庄屋の中村平左衛門の日記には「郷村高改書出の義、本田・新地共ニ荒高ニて候(中略)尤村名ハ已前書上の振合ニて此度も差出候様ニとの事也、手永杯ハ長野村・津田・田原・曾根・朽網・貫六か村也、上・中・下・東・西等ハ分り居不申候(下略)」(『中村平左衛門日記』第五)とあって、「荒高」で書き出したことと、村名については以前のまま出したの